

差別の現実と向き合い続ける

日本社会における法律上の取り組みと同朋運動

井上慶永 (二財 同和教育振興会 理事)

1. 部落差別解消推進法の制定

昨年12月に、『部落差別の解消の推進に関する法律案（部落差別解消推進法）』が国会で可決成立しました。1985年に「部落解放基本法」制定要求国民運動中央委員会が結成され、会長に就任された大谷光真門主（当時）が「わがいのちのあり方を深く見つめ、いのちの尊さをうったえている宗教者や、宗教教団にとって、同和問題は、わが生き方、わが教団の真価を問われる重要な課題でありま

す」と述べられ、教団も積極的に取り組

み始めてから31年を経て、ようやくその理念を受け継いだ法律が成立したことになります。

この法律を作るにあたり、その目的について第1条には「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消する

ことが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。」と明記されました。

法律でも認めているように、現在でも部落差別は存在し、差別・被差別の苦悩から解放されていない人々が大勢います。法務省の発表によれば、部落差別に関する人権侵犯はここ5年間で毎年85〜150件で推移していますが、ここに表れない差別事件はかなりの数に上ると類推されます。近年では身元調査などに利用する目的で戸籍不正取得事件が発生しました。身元調査には寺院の過去帳が利用されてきた経緯もあり、その課題と取り組みについて『宗報』2016年11・12月合併号に詳細が掲載されています。

さらにインターネット上には差別情報

が氾濫し、昨年は被差別地区名を載せた

▶執筆プロフィール

井上 慶永

いのうえ けいえい



1964年生まれ

龍谷大学大学院文学研究科修士課程修了

経歴

- ・本願寺派宗務所勤務
- ・基幹運動本部専門委員
- ・同和教育振興会研究員
- ・新潟教区巻組組長

現在

- ・連研中央講師
- ・同和教育振興会理事
- ・得度習礼・教師教修所講師（人権問題）
- ・新潟教区巻組妙光寺住職

論文

- ・「門信徒会運動に関する一考察」 同和教育論究28号
- ・「法衣の色に関する一考察」 同和教育論究32号
- ・「権威の象徴と御同朋」 同和教育論究34号
- ・「原発と向き合う念仏者の歩み」 同和教育論究36号

『全国部落調査』復刻版をネット上で公開し、書籍化して販売する告知がインターネットショップに出るなど、部落差別の形態は大きく変わってきました。（現在、裁判所からこの復刻版の販売を中止する仮処分が出されています。）

1965年に「同和对策審議会答申」が出されて部落差別撤廃が国民の課題と認識されてから、様々な同和对策事業が展開されてきました。2002年に事業が打ち切られると、世間ではこれを契機として部落差別はなくなったかのような誤解が広まりました。しかし、現実には

部落差別はなくなるどころか、より陰湿な形で広がりを見せています。この法律はその現実から出発し、「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深

2. 差別撤廃へ向けた法律制定の歩み

1948年にパリで開催された第3回国連総会で「あらゆる人と国が達成しなければならぬ共通の基準」として『世界人権宣言』が採択されました。そこには「人は生まれながらにして自由かつ尊厳と権利において平等であり、差別を受けることなく、全ての権利と自由とを享有することができる」と謳うたわれています。このような宣言がなされたということは、そこに自由と尊厳と権利が不平等で、差別を受けている人々がいたという現実を表しています。

それから70年近くを経過しても、私たちの生活する社会には人間の尊厳を踏みにじる様々な差別があります。しかし近年、それらの差別・人権侵害

めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨むねとして行わなければならない。」（第2条）という基本理念のもとで、国及び地方公共団体に対して相談体制の充実や教育・啓発活動を要請し、国が自治体の協力の下に差別の実態調査を行うことも求めています。

撤廃へ向けた法律が次々と制定されてきました。

2000年には『人権教育・啓発推進法』が施行され、日本国内における社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等を受けて、人権を擁護するために人権教育及び人権啓発に国を挙げて積極的に取り組む姿勢が示されました。

それに先立つ1997年には、アイヌ民族に対し日本社会への同化を進め、民族差別を温存助長してきた『北海道旧土人保護法』を廃止して『アイヌ文化振興法』が施行されました。

また、ハンセン病差別に関しては、国の隔離政策によって元患者の方々が人権上の制限・差別を受けたことに対し、1996年にその法的根拠であった『らい予防法』を廃止して、2009年には新たに『ハンセン病問題基本法』が施行されています。

性差別に関しては、1986年に『男女雇用機会均等法』、1999年に『男

女共同参画社会基本法』が施行されるなど徐々に法律的な整備が進められてきましたが、今日、性別は単純に「男性・女性」の二つだけではないことが明らかになっており、セクシャル・マイノリティの問題を念仏者としてどう考えるべきかという問題については『宗報』2016年9月号に掲載されています。

昨年は、前記の『部落差別解消推進法』に先立ち、4月に『障害者差別解消法』、6月に『ヘイトスピーチ対策法』が施行されました。

『障害者差別解消法』では、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること」が確認され、行政機関や事業者が障害者差別解消にむけて様々な措置を講じ、全国民が「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざすことが謳われました。障害を個人の問題と

せずに、誰もが平等に暮らしていける社会にしなければならぬという視点で、障害者に対する不当な差別的扱いを禁ずると共に合理的配慮の必要性も示されました。詳細は『宗報』2016年3月号に掲載されています。（『宗報』の掲載内容は本願寺ホームページで見ることができます。）

また、『ヘイトスピーチ対策法』では、適法に居住している日本以外の出身者やその子孫に対し、地域社会から排除することを煽動する差別的言動が行われ、被差別者が多大な苦痛を強いられ社会に深刻な亀裂を生じさせているという現状認識が示されています。そして、その現実に対し、「このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進」することが示されました。

これらの法律は、被差別の立場に立てば、その内容にはまだまだ不十分なこと

ろがあると指摘されています。しかし、少なくとも被差別者の声が国を動かしたことは間違いないと思います。だから、どの法律も私たちの社会にある具体的な差別

3. 教団の取り組み～同朋運動の歩み～

パリで世界人権宣言が採択された2年後、私たちの教団内で同朋運動がスタートしました。同朋運動とは、部落差別に苦しみ続けてきた本願寺派僧侶・門信徒有志を中心に「差別の現実からの出発」を掲げ、差別・被差別からの解放を願い、御同朋の社会をめざして取り組まれた運動です。同朋運動はやがて有志の運動から教団全体の運動として取り組まれるようになり、基幹運動体制を経て、明らかになった課題と成果を継承する形で現在の「御同朋の社会をめざす運動」へと繋がっていきます。

近年日本社会が様々な差別・人権侵害の撤廃へ向けて取り組み始めた法律整備と施策の前提となる「差別の現実を認め

の現実を認め、人間の尊厳を踏みにじる差別を決して許さないという決意のもと、差別のない社会をめざすという願いが込められているのです。

「という方向性は、すでに教団の同朋運動が70年以上にわたって掲げ続けてきた「差別の現実からの出発」という立場と重なります。差別問題に対する取り組みは、かわいそうな人を助けてあげるというような同情・融和的なものではなく、平等に認められるべき人間の尊厳を侵しているという現実と向き合い、尊厳を侵す人も侵される人も共に差別から解放されていくという世界をめざしていくものです。

社会も教団も、まだまだ「差別の現実」の中にあります。現実から目を背けても何も解決しません。むしろ、差別を見抜く力を失い、被差別者のあきらめと絶望の上でかりそめの安らぎに逃げ

込むだけです。差別の現実から出発するという事は、私たち一人ひとりが、その現実と向き合い続けるという事でもあります。阿弥陀如来は全てのいのちに優劣をつけずに「十方衆生」と喚びかけられました。その願いをいだかれた親鸞聖人は「いし・かわら・つぶてのごとくなるわれらなり」と示されて、支配と差別の渦巻く現実に向き合い続けられました。しかし、教団と僧侶は、阿弥陀如来の願いと親鸞聖人の教えをいただきながら差別をしてきた歴史と現実を持っています。同朋運動はその現実から出発して取り組みを続けてきました。その視点からは、今でも変わることはありません。むしろ、御同朋の社会の実現をめざす私たちの運動は、今日の社会状況の中でよりその重要性が増しています。私たち一人ひとりがその担い手なのです。お互いに、差別の現実から逃げることなく、正面から向き合って、差別・被差別からの解放をめざして歩み続けていきたいと思います。